



クレジットのしくみと課題

～割賦販売法 学習会～

割賦販売法は、クレジットに関する規制を定めている法律ですが、平成 20 年改正により、クレジット・サラ金多重債務の対策として、クレジットカード発行時に、支払可能見込額を調査することが義務付けられました。

現在、経済産業省の『割賦販売小委員会』では、昨今キャッシュレス化が進み、新しいサービスも出てきている中で「テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方」についての論議をしています。この中で、上記の規制の見直しも論点に挙がっています。

学習会では、経済産業省の担当課長に委員会の論議状況の説明と、委員の池本弁護士に論点について解説をしていただきます。

【日時】 2019年4月15日（月） 18時00分～20時00分

【会場】 主婦会館プラザエフ 5階会議室 （東京・JR四ツ谷駅麹町口前）

【参加費】 資料代500円（会員は無料）

【講師】 正田聡さん （経済産業省 商取引監督課 課長）
池本誠司さん （弁護士）

【内容】 ①現行割賦販売法の規制の概要

②経産省産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会の論議状況

③論点について解説

【スケジュール】

18:00 開会

18:05 現行割賦販売法の規制の概要と割賦販売小委員会の論議状況
論点について解説

19:40 質疑応答

20:00 閉会

